

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和二年二月二十七日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社フルハウス

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字丸山千三百九十一番地六

ハ 代表者の氏名

渡辺 勝

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十六）第六四三三一号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社フルハウスの役員は、刑法違反の罪により、さいたま地方裁判所から懲役二年八月（執行猶予三年）の判決を受け、平成二十九年二月十六日、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十二号（役員等）のうち第七号に該当する者のあるもの（の）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。